

各道府県税務主管部長 }
東京都主税局長 } 殿
(都道府県税担当課扱い)

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

軽油引取税の税率の特例の適用関係について

地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、4月30日衆議院本会議において可決、成立いたしました。改正後の地方税法としての規定は、基本的に平成20年4月1日に遡及して同日から適用されますが、納税者の不利益となるものについては同日に遡及せず、改正法の公布の日以降の将来に向けて適用されることとなります。

この適用関係については、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第10号）によって追加された改正法附則第20条の2の規定に基づき、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令において定めております。

このうち、軽油引取税の税率の特例に係る規定については、改正法の公布の日の翌日から適用することとしております。

具体的には、5月1日午前0時以後の軽油の引取り等について、1キロリットルにつき32,100円の税率が課されることとなります。

については、条例の改正等について適切に対応するとともに、課税事務の適正な執行に万全を期するようお願いします。

併せて、この旨を速やかに関係業界や軽油引取税の特別徴収義務者、販売業者へ周知いただくとともに、納税者等からの問い合わせ等についても適切に対応していただくようお願いします。